平成２３年（フ）第１２５５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2314番地５　湘南サニーライフＡ202
債務者　増川香代子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船津　大介
４　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８号
広島県福山市奈良津町１丁目４番30号　プラスパー旭通り602、旧住所岡山県井原市下出部町291番地１
債務者　大下　博志
１　決定年月日時　平成23年５月23日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土本　育司
４　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月２日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７９号
静岡県富士市大淵3579番地の２
債務者　加藤　　勲
１　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　佳雄
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９１号
福島県いわき市常磐関船町宿内43番地の３
債務者　市田　武士
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
４　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後１時35分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７２号
新潟市北区浦木2462番地
債務者　遠藤　春美
１　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後３時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
新潟市秋葉区新津本町２丁目18番49号
債務者　佐藤恵美子
１　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二岸　直子
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後３時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４４号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町５番32―504号
債務者　廣澤　　隆
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　文造
４　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９０８号
大阪府豊中市上野東２丁目15番64号
債務者　高木　元治
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　元氏　成保
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９５５号
福岡県宗像市鐘崎273番地
債務者　石谷　**燁**子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２５号
名古屋市中区松原３丁目２番30号　宝マンション松原507号
債務者　ＢＡＲＢＥＲ名古屋ＡＢＣこと　古川　友明
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
函館市柏木町８番26号
債務者　巽　　哉子
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
岩手県大船渡市末崎町字上山137番地４
債務者　新沼　有香
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第６１号
山形県天童市老野森２丁目９番８―６号　高橋アパート
債務者　山川　金光
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
山形市あずま町４番41号　ドリームコーポⅡ―107号
債務者　鈴木　洋介
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所民事部